

# 運転・建設状況の概要

(平成 26 年 1 月 15 日～平成 26 年 3 月 28 日)

平成 26 年 3 月 28 日  
福井県安全環境部  
原子力安全対策課

## 1. 運転・建設状況の概要

今期間の運転状況は、計画外の原子炉停止や出力抑制はなかった。現在、定期検査を実施している発電所は 13 基である。

### (1) 定期検査を実施中の発電所

- ・敦賀発電所 1 号機：第 33 回定期検査（平成 23 年 1 月 26 日～）
- ・敦賀発電所 2 号機：第 18 回定期検査（平成 23 年 8 月 29 日～）
- ・美浜発電所 1 号機：第 25 回定期検査（平成 22 年 11 月 24 日～）
- ・美浜発電所 2 号機：第 27 回定期検査（平成 23 年 12 月 18 日～）
- ・美浜発電所 3 号機：第 25 回定期検査（平成 23 年 5 月 14 日～）
- ・大飯発電所 1 号機：第 24 回定期検査（平成 22 年 12 月 10 日～）
- ・大飯発電所 2 号機：第 24 回定期検査（平成 23 年 12 月 16 日～）
- ・大飯発電所 3 号機：第 16 回定期検査（平成 25 年 9 月 2 日～）
- ・大飯発電所 4 号機：第 15 回定期検査（平成 25 年 9 月 15 日～）
- ・高浜発電所 1 号機：第 27 回定期検査（平成 23 年 1 月 10 日～）
- ・高浜発電所 2 号機：第 27 回定期検査（平成 23 年 11 月 25 日～）
- ・高浜発電所 3 号機：第 21 回定期検査（平成 24 年 2 月 20 日～）
- ・高浜発電所 4 号機：第 20 回定期検査（平成 23 年 7 月 21 日～）

### (2) 高速増殖原型炉もんじゅの状況

原子炉施設の安全確保のために必要な機器・設備の保全対策として、2 次冷却系設備、原子炉補機冷却水系設備、原子炉補機冷却海水系設備、放射性廃棄物処理設備、換気空調設備、所内電源供給設備、ディーゼル発電設備、屋外開閉所・主要変圧器設備等の点検を実施している。

### (3) 原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）の状況

[資料 No. 3-1 p. 57]

平成 25 年 9 月 1 日から第 26 回定期検査を開始し、平成 26 年 1 月 20 日に終了した。今定期検査においては、使用済燃料の取扱い又は貯蔵に係る設備等について検査を実施した。

## 2. 特記事項

### (1) 発電用原子炉施設に係る新規制基準への対応について

原子力規制委員会は、関西電力が平成 25 年 7 月 8 日に申請した大飯発電所 3、4 号機および高浜発電所 3、4 号機の原子炉設置変更許可等について審査を行っている。

### (2) 県内発電所の敷地内破砕帯の調査状況について

#### ① 敦賀発電所

原子力規制委員会は、D-1 破砕帯が「耐震設計上考慮する活断層である」とした有識者会合の評価書の見直し可否を議論するため、平成 26 年 1 月 20、21 日および 23、24 日に、有識者による現地調査を実施した。

#### ② 美浜発電所

[資料 No. 3-1 p. 110]

関西電力は、平成 26 年 1 月 15 日に開催された有識者会合の第 1 回評価会合での指摘事項をふまえ、2 月 18 日に敷地内破砕帯の追加調査計画書を原子力規制委員会に提出した。

#### ③ 大飯発電所

[資料 No. 3-1 p. 115]

原子力規制委員会は、平成 26 年 2 月 12 日、F-6 破砕帯が「将来活動する可能性のある断層等には該当しない」とした有識者会合の評価書を了承した。

#### ④ 高速増殖原型炉もんじゅ

[資料 No. 3-1 p. 124]

原子力機構は、平成 26 年 1 月 31 日、原子力規制委員会の指示に基づき実施中の敷地内破砕帯の追加調査について、平成 25 年 11 月中旬から平成 26 年 1 月中旬までに得られた結果をとりまとめ、規制委員会に報告した。

### (3) 高速増殖原型炉もんじゅについて

#### ① 保守管理の不備について

[資料 No. 3-1 p. 58、99、108]

原子力規制庁は、平成 26 年 1 月 15 日の規制委員会において、第 3 回保安検査により確認した事項として、昨年 11 月に原子力機構が保全計画の見直し完了を報告した時点において、保全計画の記載内容の確認作業中であったこと等を報告するとともに、もんじゅの保守管理体制及び品質保証体制の再構築が未だ不十分であるとの現状認識を示した。

これを受け、原子力機構は、平成 26 年 2 月 10 日、専従チームにより、保全計画の徹底的な確認と見直しを行うこと等を公表し、2 月 17 日に原子力規制庁に報告した。

原子力機構は、平成 25 年 12 月 26 日に規制委員会へ提出した保安規定の変更認可申請を、平成 26 年 3 月 19 日に取り下げた。

### (4) 高浜発電所 3 号機の高経年化技術評価書について

[資料 No. 3-1 p. 158]

関西電力は、原子炉等規制法に基づき、平成 27 年 1 月 17 日に運転開始から 30 年を迎える高浜発電所 3 号機の高経年化技術評価と長期保守管理方針を策定し、平成 26 年 1 月 15 日、原子力規制委員会に対し、原子炉施設保安規定の変更認可申請を行うとともに、県および高浜町に対し、高浜発電所 3 号機の高経年化技術評価書を提出した。

- (5) 高浜発電所3号機用MOX燃料(第2回製造分)の輸入燃料体検査について[資料 No. 3-1 p. 161]  
原子力規制委員会は、平成25年12月10日から12日にかけて高浜発電所において、3号機用MOX新燃料20体の輸入燃料体検査を実施し、県および高浜町は同検査に立ち会った。その後、平成26年2月7日、原子力規制委員会は関西電力に対し、輸入燃料体検査の合格証を交付した。
- (6) 国のエネルギー政策について [資料 No. 3-1 p. 163]  
平成26年2月25日、政府は、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会がとりまとめた「エネルギー基本計画に対する意見」を踏まえ、エネルギー基本計画の案を示し、原子力を「エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置付けた。  
知事は、放射性廃棄物ワーキンググループに委員として参加し、放射性廃棄物の減容化・有害度低減について国の取り組み方針を示すこと、使用済燃料の中間貯蔵について消費地の「分担と協力」を求めていくこと等の意見を述べた。  
また、平成26年3月14日の会合では中間とりまとめ案が示され、3月20日から1か月間の意見募集を行っている。
- (7) 国への要請等
- ①原子力安全基盤機構の統合に対する要請について [資料 No. 3-1 p. 172]  
平成26年1月17日、県は、原子力規制委員会に対し、(独)原子力安全基盤機構が原子力規制庁に統合されることに伴い同機構福井事務所(敦賀市)が廃止されることを受け、立地地域における安全規制体制のより一層の充実と原子力防災に万全を期する観点に立ち、本県嶺南地域に設置している原子力規制事務所(敦賀・美浜・大飯・高浜)の職員を増強するよう求めた。
- ②新規制基準適合性審査の今後の進め方に対する申し入れについて [添付2]  
平成26年2月19日、規制委員会は、新規制基準適合性審査の今後の進め方として、規制委員会が作成した審査書案に対し、科学的・技術的意見の募集を行うこと、立地自治体からの要請に基づき、規制委員会との共催により公聴会を実施することなどの方針を示した。  
これに対し、本県を含む13の立地道県で構成される原子力発電関係団体協議会は、3月4日、規制委員会に対し、審査結果は委員会が責任をもって国民に説明すべきものであり、仮に公聴会等を実施する場合には、委員会の責任において必要性を判断し開催することなどの是正を申し入れた。

### 3. 安全協定に基づく異常事象の報告

[資料 No. 3-1 p. 50]

今期間、安全協定に基づき報告された異常事象は1件あった。周辺環境への放射能の影響はなかった。

#### (a) 今期間、安全協定に基づき報告された異常事象（1件）

件番	発電所名	件名	国への報告区分
①	<p>大飯発電所 発生 (H26. 2. 18)</p> <p>終結 (H26. 3. 26)</p> <p>[資料 No. 3-1 p. 54 参照]</p>	<p>物揚岸壁補強工事における協力会社作業員の負傷</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2月18日、物揚岸壁の地盤改良工事に従事していた作業員が、汚泥を排出する水中ポンプに、左足を巻き込まれ負傷した。</li> <li>・ 調査の結果、原因は、ポンプ吸込口保護カバーを取り外してポンプを運転していたことに加え、当該作業員がポンプを停止することなく近づいたことにより、左足を吸い込まれたためと推定された。</li> <li>・ 対策として、ポンプの保護カバーを取り外して運転しないこと等を作業手順書に明記し作業関係者全員に周知するとともに、実際の作業でポンプに近づく際には、チェックシートを用いてポンプの停止等を確認することとした。また、作業員が運転中のポンプに容易に近づくことがないように、ポンプ配置エリアに外周カバーや立ち入り禁止柵を設置した。</li> </ul>	—

# 原子力発電所の運転および建設状況

添付 - 1

原子力安全対策課  
平成 26 年 3 月 28 日現在

**1. 運転または建設中の発電所**（設備容量 運転中：13 基 計 1128.5 万 kW、建設中：1 基 計 28.0 万 kW）

項目 発電所名		現状	利用率・稼働率 (%)		発電電力量 (億 kWh)	
			平成 25 年度	運開後累計	平成 25 年度	運開後累計
日本原子力発電(株)	1号機	定期検査中 (H23. 1. 26~未定)	0. 0	61. 7	0. 0	847. 3
			0. 0	64. 0		
敦賀発電所	2号機	定期検査中 (H23. 8. 29~未定)	0. 0	70. 0	0. 0	1,922. 9
			0. 0	70. 0		
日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ		性能試験中 (停止中)	(H22. 5. 6 10:36 原子炉起動、H22. 5. 8 10:36 臨界)			
関西電力(株)	1号機	定期検査中 (H22. 11. 24~未定)	0. 0	49. 5	0. 0	638. 0
			0. 0	51. 6		
美浜発電所	2号機	定期検査中 (H23. 12. 18~未定)	0. 0	59. 0	0. 0	1,075. 2
			0. 0	60. 4		
	3号機	定期検査中 (H23. 5. 14~未定)	0. 0	66. 0		
			0. 0	66. 6	0. 0	1,780. 2
関西電力(株)	1号機	定期検査中 (H22. 12. 10~未定)	0. 0	61. 6		
			0. 0	62. 5		
	2号機	定期検査中 (H23. 12. 16~未定)	0. 0	68. 3	0. 0	2,407. 9
			0. 0	68. 8		
大飯発電所	3号機	定期検査中 (H25. 9. 2~未定)	47. 0	76. 1	44. 4	1,748. 6
			46. 4	76. 1		
	4号機	定期検査中 (H25. 9. 15~未定)	51. 4	80. 8	48. 5	1,760. 7
			50. 3	80. 4		
関西電力(株)	1号機	定期検査中 (H23. 1. 10~未定)	0. 0	64. 6	0. 0	1,838. 6
			0. 0	65. 1		
高浜発電所	2号機	定期検査中 (H23. 11. 25~未定)	0. 0	65. 6	0. 0	1,819. 2
			0. 0	66. 1		
	3号機	定期検査中 (H24. 2. 20~未定)	0. 0	77. 8		
			0. 0	77. 1		
	4号機	定期検査中 (H23. 7. 21~未定)	0. 0	77. 2	0. 0	1,690. 8
			0. 0	76. 7		
		合計	10. 3	68. 0	93. 0	21,474. 1
			7. 4	66. 6		

(注) 利用率・稼働率・電力量は平成 26 年 2 月末現在、累計は営業運転開始以降。また、利用率・稼働率は四捨五入、電力量は切り捨て。

$$\text{(上段) 設備利用率} = \frac{\text{発電電力量}}{\text{認可出力} \times \text{暦時間}} \times 100 (\%)$$

$$\text{(下段) 時間稼働率} = \frac{\text{発電時間}}{\text{暦時間}} \times 100 (\%)$$

## 2. 各発電所の特記事項（平成26年1月15日～3月28日時点）

### （1）運転中のプラント

発電所名	特記事項
敦賀1号機	第33回定期検査中（H23. 1. 26 ～ 未定） ・発電停止（H23. 1. 26 0:00） ・原子炉停止（H23. 1. 26 5:22）
敦賀2号機	○一次冷却材中の放射能濃度上昇 ・発電停止（H23. 5. 7 17:00） ・原子炉停止（H23. 5. 7 20:00） 第18回定期検査中（H23. 8. 29 ～ 未定）
美浜1号機	第25回定期検査中（H22. 11. 24 ～ 未定） ・発電停止（H22. 11. 24 10:30） ・原子炉停止（H22. 11. 24 12:25）
美浜2号機	○A-加圧器スプレッドグランドリークオフ流量増加 ・発電停止（H23. 12. 8 3:15） ・原子炉停止（H23. 12. 8 4:00） 第27回定期検査中（H23. 12. 18 ～ 未定）
美浜3号機	第25回定期検査中（H23. 5. 14 ～ 未定） ・発電停止（H23. 5. 14 11:00） ・原子炉停止（H23. 5. 14 12:59）
大飯1号機	第24回定期検査中（H22. 12. 10 ～ 未定） ・発電停止（H22. 12. 10 10:00） ・原子炉停止（H22. 12. 10 11:25） ・原子炉起動（H23. 3. 10 19:00）、臨界（H23. 3. 11 0:40） ・調整運転開始（H23. 3. 13 11:00） ・発電停止（H23. 7. 16 19:48） ・原子炉停止（H23. 7. 16 20:53） C-蓄圧タンク圧力の低下のため停止
大飯2号機	第24回定期検査中（H23. 12. 16 ～ 未定） ・発電停止（H23. 12. 16 16:00） ・原子炉停止（H23. 12. 16 18:35）
大飯3号機*	第16回定期検査中（H25. 9. 2 ～ 未定） ・発電停止（H25. 9. 2 23:00） ・原子炉停止（H25. 9. 3 1:06）
大飯4号機*	第15回定期検査中（H25. 9. 15 ～ 未定） ・発電停止（H25. 9. 15 23:00） ・原子炉停止（H25. 9. 16 1:33）
高浜1号機	第27回定期検査中（H23. 1. 10 ～ 未定） ・発電停止（H23. 1. 10 10:03） ・原子炉停止（H23. 1. 10 12:20）
高浜2号機	第27回定期検査中（H23. 11. 25 ～ 未定） ・発電停止（H23. 11. 25 23:02） ・原子炉停止（H23. 11. 26 2:26）
高浜3号機*	第21回定期検査中（H24. 2. 20 ～ 未定） ・発電停止（H24. 2. 20 23:00） ・原子炉停止（H24. 2. 21 3:50）
高浜4号機*	第20回定期検査中（H23. 7. 21 ～ 未定） ・発電停止（H23. 7. 21 23:00） ・原子炉停止（H23. 7. 22 2:08）

\*：平成25年7月8日の新規規制基準施行に伴い、同日、関西電力は原子力規制委員会に原子炉設置変更許可申請書等を提出した。

## (2) 建設中のプラント

発電所名	特記事項
もんじゅ	設備保全対策 (H24. 4. 2 ~)

## (3) 廃止措置中のプラント

発電所名	特記事項
原子炉廃止措置研究開発センター (ふげん)	廃止措置中 (H20. 2. 12 ~) ・ カランドリアタンクおよび重水冷却系のトリチウム除去作業実施中 (H21. 9. 2 ~) ・ 重水浄化系のトリチウム除去作業実施中 (H24. 2. 27 ~) ・ 劣化重水貯槽、重水貯槽等のトリチウム除去作業実施中 (H25. 8. 26 ~) ・ B復水器下部内部構造物の解体撤去作業終了 (H25. 8. 30 ~ H26. 2. 21) 第26回定期検査終了 (H25. 9. 1 ~ H26. 1. 20)

## 3. 燃料輸送実績 (平成 26 年 1 月 15 日 ~ 3 月 28 日)

<新燃料輸送>

なし

<使用済燃料輸送>

なし

## 4. 低レベル放射性廃棄物輸送実績 (平成 26 年 1 月 15 日 ~ 3 月 28 日)

なし





平成26年3月4日

殿

「原子力発電所の新規制基準適合性審査の  
今後の進め方」に係る申し入れ

原子力発電関係団体協議会



会 長  
副会長

茨城県知事  
福井県知事  
北海道知事  
青森県知事  
宮城県知事  
福島県知事  
新潟県知事  
石川県知事  
島根県知事  
山口県知事  
愛媛県知事  
佐賀県知事  
鹿児島県知事

橋西高三村佐泉谷溝村中古伊  
本川橋村井藤田本口岡村川藤

昌誠み吾浩平彦憲衛政広康郎  
一はる申嘉雄裕正善嗣時 祐一

## 「原子力発電所の新規制基準適合性審査の今後の進め方」 に係る申し入れ

当協議会ではこれまで、貴委員会に対し、新規制基準適合性審査の結果等については、原子力規制委員会の然るべき責任のある立場の者自らが、我々自治体や国民へ説明することなどにより、理解促進に努めるよう要請してきたところです。

こうした中、去る2月19日に開催された平成25年度第43回原子力規制委員会において、突然、「原子力発電所の新規制基準適合性審査の今後の進め方」(以下「当該方針」という。)が示され、審査書案(仮称)への外部からの科学的・技術的意見の募集に関して、立地及び周辺自治体からの要請に基づき、その協力を得て共催により、公聴会(仮称)を実施することができるという方針が決定されました。

当該方針は、本来事前に決定しておくべき手続きであり、今回のような唐突な提案は、新規制基準適合性審査の進め方として非常に場当たりの的です。また、例えば、破碎帯の問題は限られた専門家の意見で結論付けているのに対し、新規制基準適合性審査については、公聴会等により一般国民の意見を聞くこととするのは矛盾しております。

こうした対応は、これまで当協議会が貴委員会へ求めてきた責任ある対応と趣旨を異にするものであり、当協議会としては受け入れ難い内容と言わざるを得ません。

つきましては、下記事項について、特段の対応をいただきたく、ここに強く申し入れます。

### 記

- 1 新規制基準適合性審査は、本来、貴委員会自らが、科学的・技術的見地から責任をもって実施し、その結果を国民に丁寧に説明すべきものであり、仮に公聴会等を実施する場合には、貴委員会の責任においてその必要性を判断し、位置付けや対象、開催範囲などを明確に示した上で、貴委員会の主催で開催すること
- 2 これまで当協議会が求めてきたとおり、新規制基準適合性審査の結果については、上記公聴会等とは別に、貴委員会の然るべき責任のある立場の者が、あらかじめ具体的な手順等を明示した上で、立地自治体に対し、自ら主体的に説明を行うこと
- 3 貴委員会が、立地自治体に関係する今回のような方針を決定する際には、事前に当協議会と意見交換すること